

構成員提出資料

川瀬構成員、永野構成員、中村構成員

子ども中心で実効性のある権利擁護システムに向けて —子どもの権利をまもるシステムのためのアンケート結果から

中村みどり（Children's Views & Voices 副代表）
川瀬信一（千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭）
永野 咲（武蔵野大学 講師／IFCA）

Web アンケート調査は、2021 年 3 月 19 日～3 月 25 日に実施：29 名からの回答

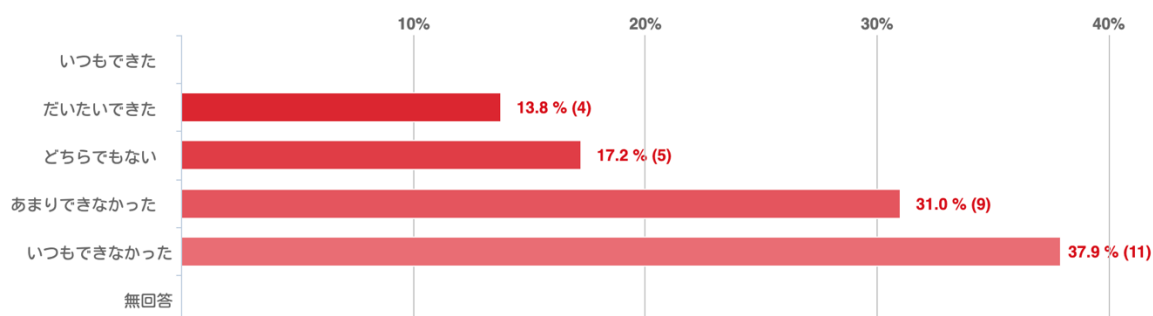
- ・固有名詞が含まれるものは【 】に変換している

1. 子ども時代に相談できたか？

- ・ 権利擁護機関に「相談」するまでに存在するハードル（言葉にできない、相談して良いと思えない、大人を信用できない、相談できる場所がない、相談後が心配など）が解消されなければ、相談することは難しい。
- ・ 相談できる場所があること、相談後どのようなになるのか等の見通しの説明・情報提供が必要ではないか。
- ・ 子どもの安全性と秘密を守れる、子どもの意見や相談に専門性のある相談機関が求められる。

（1）相談できたか？

Q あなたが、施設や里親家庭にいたときや、一時保護されていたとき、また家庭で何か
つらいことや嫌なことが起こった時、どこかに相談することができましたか？（回答
数:29）



(2) 相談できた相手と相談できた理由

Q あなたが相談できたのはどのような人だったか教えてください (回答数:4)

Q あなたがその人に相談できたのはなぜだと思いますか? (回答数:4)

- 施設の職員、一時保護所の職員 一話を聞いてくれるから
- 施設に入ってから職員。それまではいない。 一自分を見てくれるって子どもながらに感じていたからだと思う。困ったら話をしてもいい職員側の受け入れ体制もあったと思う
- 友人、施設の心理士。小学校の先生 一好きだから
- 里親 一元施設の職員だったから

(3) 相談できなかった理由

Q 相談できなかった理由を教えてください (回答数:20 内容によって分割)

＜相談していいと思えなかった＞

- 言葉にできなかった
- 相談しようと思ったことがない
- 誰も気にかけてくれなかったから。人に相談するっていう概念がない
- 知られてはいけない、隠さないといけないと思った
- 弱音を言うてはいけないと思ってたから
- それが当たり前だったから
- 【きょうだい】からの暴力を少しだけ担任の先生に話したときに、きょうだいげんかと片づけられてしまった。家の中で起こっていることを話していいと思えたことがなかった

＜どこに相談すればよいかわからなかった＞

- 誰に相談すればいいかわからなかったから
- どこに相談すれば良いか分からなかった
- 相談する人がいなかった。誰に相談したらいいか知らなかった
- 相談できる人自体いなかった。そういう場所がなかった。あったとしても知らなかった
- 相談できることと知らなかった

＜相談する相手を信用できなかった・怖かった＞

- 大人を信じられなかったというか話そうと思えなかった
- 大人を信用していなかったから
- 話をしても真面目に聞いてくれないことがわかっていたため。
- 言っても無駄だと思ったから
- どんな大人か分からなくて怖かったから

- 怖かった

＜相談できる場ではなかった＞

- 職員が忙しそうだったのと、言いづらい内容だった
- 児相の担当者とあまり会えなかった、施設の職員も忙しいので 1 人 1 人に沢山の時間を割けないようだった
- 集団生活の中で相談できる雰囲気ではなかった
- 児童相談所が傷付く場所であった。相談員に専門性がなく、性被害や虐待を再現するように強制され、再現すると笑われる等の対応を受けた。虐待として扱われることは無かった

＜相談した後のことが心配だった＞

- 相談した後どうなるか予想がつかず大事になるくらいなら、我慢したほうがいいと思った
- 相談するときょうだいが困ると思っていた
- 言ったら親に話が行くかもしれないと思ったから

（４）相談するためには何が必要だったか？

Q どのような人、またはどのような状況だったら相談できたと思いますか？(回答数:20 内容によって分割)

＜個別の対応があれば＞

- 1 対 1 で話す時間が、確保できていたら、できたかもしれない
- 部屋で 1 対 1 で一週間くらい一緒に住んでもらって話を聞こうとしてくれたら相談できたかも
- ひとりの人として尊重してくれていて、かつ話をしっかり聞くという態度を見せていてくれたら相談できたと思う

＜専門性のある人・機関があったら＞

- 味方になってくれる人
- 自分の無意識なサインにも気づいてくれる人がいれば
- 専門性のある人。一時保護所の説明で「学校に通学できない」というのも一時保護や相談をためらう理由になった
- 親やきょうだいに不利にならない形で動いてくれると信頼できる人
- 話したことを親に知らせないことが分かっている人
- 秘密を守る人、この後どうなっていくかある程度伝えてくれる人
- 子どもの相談に乗る専門の人、児相とも施設とも別の機関で秘密を守れる人
- 職員に余裕がある状況。

- 信頼できる職員 職員から定期的に声かけてもらえたら言えたかも
- 定期的に会う人
- 大人が子ども達の居場所をつくり、子ども達が安心して生活できる環境
- 周りに知られずに相談できる状況。子どもだけで相談の予約が取れるなど

＜相談できることの情報があったら＞

- 情報があればよかった
- 悩みを聞いてもらえる場所があることを教えてもらえたら、出来たと思う
- 秘密を守り、相談する係の人、と事前に教えてくれたら

＜自身の権利侵害に気づけたら＞

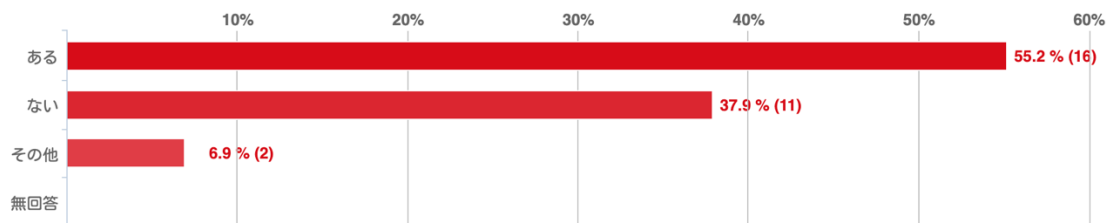
- 自分の状況が不適切なものと判断でき、相談することがその状態を解消できるものであると信頼できた
- 他人である【私】のことを我が事と捉えられる人がそばにいたら出来たかも。しかし、不適切な養育は傷として残ったが、そのような養育が問題だという認識を持てなかったので相談のしようもなかったと思う
- 自分自身が、自分のおかれている状況や自分に起こっていることを仕方ないこととか我慢しなければいけないとかどうすることもできないとか思わず、いやだと思っていいとか、それを伝えたり、誰かに相談することで良くなるかもしれないんだと感じられていたらよかった
- できなかったと思う

2. 子ども期に行われた措置・行われるべきだった措置について

- ・ 措置解除後（18歳以降）においても、自分の人生においてなされた決定（子ども期の保護・措置の経緯など）や記録（養育にまつわる記録など）について、知る権利がある
 - ・ 満25歳になるまでの間：児童相談所運営指針に従って、記録の保持・開示請求への対応、説明責任を果たすべき。それが難しい場合には、権利擁護機関が対応してはどうか
 - ・ 満25歳以上：記録保持・説明責任をどのように果たすかは、今後の検討が必須である
- ・ 措置解除前に、自身にかかわる決定や記録について知ることができる旨の情報提供が必要

（1）今でも説明を受けたいことがあるか？

Q あなたが、施設・里親家庭にいたときや一時保護されていたときに起こったこと、また保護を必要としていたのに保護されなかったことなど、子ども時代（18歳未満）に経験したことで、今でも相談したり説明を受けたいことはありますか？（回答数：29）



その他：説明よりは謝罪されたい、研修などに参加したりして理解した

（2）説明を受けたい内容

Q 相談したり説明を受けたいことの内容を、差し支えない範囲でお教えてください。（回答数：14）

<自分の保護・措置について>

- 措置理由
- どのような理由で保護になったのか、なぜ児童養護施設に入るようになったのか、親は保護についてなんと言っていたのか
- 私が児童相談所に「家を離れて里親家庭で生活したい」と言ったことを知って、親がどのようなリアクションだったのか

- なぜ【親族】が泣いていたのか
- どのようなプロセスを経て保護をされ、保護中どのようなアセスメントをされ、また親に説明がなされ、最終的にどのような形で解除に向かったか
- 保護に至るまでの経緯など
- 一時保護所での記録

<保護されなかった理由について>

- 開示請求書が黒塗りで自分が虐待として扱われていたのかすら確認することができない。私の相談はどのように扱われていたのか知りたい。
- なぜ施設措置されなかったのか。あのまま殺されれば動いてくれたのか

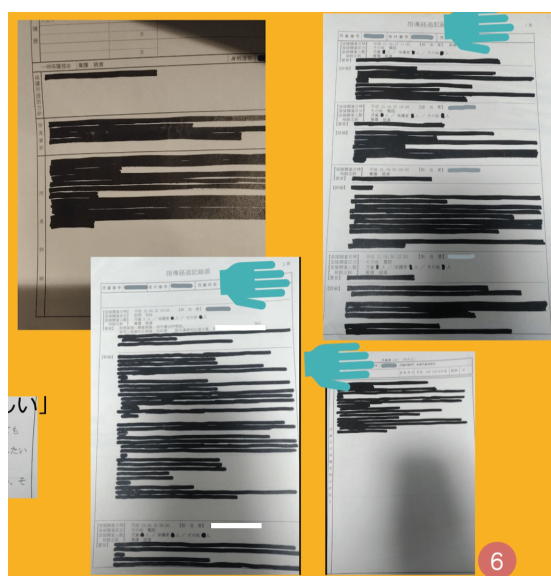
<措置のもとで起こったことについて>

- 施設に預けていたパスポートが紛失されていた件について

<現在まで影響が及んでいる子ども期の経験の整理>

- トラウマ、依存症、居場所がない事、働けない事
- メンタルヘルスの問題について、金銭面について
- 子ども時代の虐待経験について相談したい
- ひどい環境で育ったために、それが当然だと思っているところがある。絶対に子どもに同じことはしないと決めていても、無意識にやってしまうのではと恐ろしい
- 虐待が原因で保護されたと説明された。その後ワーカーと心理士と定期的に面談をして相談にのってもらっている

<参考資料>IFCA ユースブログから

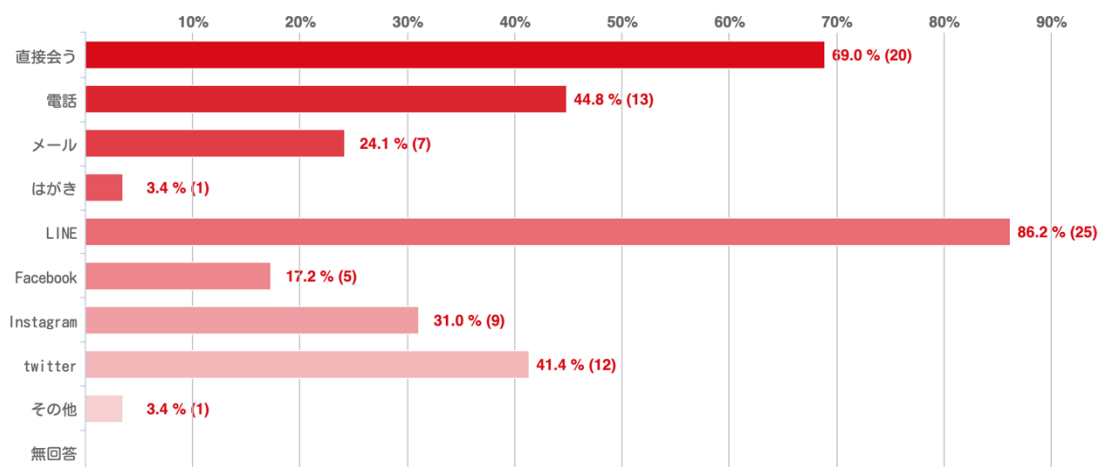


3. 権利擁護システムに望むこと

- ・ 相談の手段として、子ども・若者の利用しやすさに応じた方法やアクセシビリティを考慮する必要がある
- ・ 子ども自身が子どもの権利を知る機会（子どもの権利条約 42 条）の保障が必要
- ・ 権利擁護のためには、子どもの置かれている状況の理解や心情の受容から権利救済をはじめとする問題解決に至る聴聞まで、幅広い相談がある。子どもが相談相手を選べる体制構築が大切である
- ・ 子どもの声を聴くことのできる専門性を持った人材の養成が求められる
- ・ 子どもを中心にした制度設計やシステムのあり方を基盤とするべきである

(1) 子どもが相談しやすい方法と相手

Q 今、施設や里親家庭にいる、一時保護中、また家庭で保護されずにいる子どもたちにとって、何かつらいことや嫌なことが起こったとき、どのような方法であれば相談しやすいと思いますか？すべて選んでください(回答数: 27 複数回答)



Q 今、施設や里親家庭にいる、一時保護中、また家庭で保護されずにいる子どもたちにとって、何かつらいことや嫌なことが起こったとき、どのような人であれば、相談しやすいと思いますか？(回答数: 26)

<子どもの声を聞くことのできる専門性>

- 声なき声を聴くことができる人
- 子どもの権利について、正しい理解を持ってる人
- 大人の特権や、子どもが受ける抑圧のことを理解していて、適切に子どもに関わることができる人

- 子どもに真摯に向き合い、子どもの意見を尊重し、子どもにとって「ここが相談所だ！」って思ってもらえるような環境、人作りが大事
- 専門性のある人。「そんな親いないよ」とか、家を出られないから相談しているのに「家を出て自立してください」と言わない人
- 問題を「問題である」と捉えそれを説明することが出来て、問題はそのような養育であって問題は自分にあるのではないと分らせてくれる人
- 子どもに無断で警察などの当局に相談しておおごとにしたりしない人
- とにかく子どもは悪くないと言ってくれる人がいてほしい
- 自分の意見を押し付けない人
- きめつけない人
- 自分の気持ちに共感してくれる人
- 子どもの考え方を持っている大人
- 偉そうじゃない人
- 子どもが不満に思う愚痴を共感できる人
- 一緒に泣いてくれる人
- 中途半端にかかわらない
- 寄り添ってくれるひと
- 味方でいてくれる人
- 声を聞いてくれる人
- 気にかけてくれている人
- 声掛けしてくれる人
- 話した事で影響しない人(独立してる)
- 知識があって多少のことでは動じない人

<秘密の保持>

- 秘密や約束を守ってくれる人
- 秘密を守れる人
- 顔見知りで信頼できるけど、秘密を守る人（でもそんな人ができる前に逃げてしまう）
- 秘密を守る人

<決定・解決できる>

- 話を聞くという姿勢を持つ人。そのような人がなんらかの決定権を持つ場合は、より話したいと思う
- 選択肢を与えてくれる人
- 保護する事ができるなど地位や効力を持ってる人
- 子どもの言うことを真に受け止め、解決への努力を怠らない人

<相談内容による距離感>

- 内容によるが、身近な人の方が話しやすいことと、全く知らない人のほうが話しやすいことがあると思う
- 近くない人。知らない人の方が相談がしやすいケースもあると思う。もちろん子どもにとっては学校の大人だったり、近所の人だったりするとは思いますが親から虐待を受けて居たら親の近くの人には言えないと思う どこか相談しても良いと思えるような場所があるとあり

がたいと思う

- 知らない人
- 知らない人ではない関係
- 核心に触れないような軽い話もしてきた関係の人
- 同性の年が近い人
- 同い年の子
- 友達みたいな関係性の大人
- ボランティアや非常勤職員として施設に出入りする大学生
- そこにいる職員、またはたまに来てくれた大学の先生

<定期的に・話したい時に>

- 話したいときに話したいことをきいてくれる人
- 定期的に連絡を取ってくれる第三者
- 家によんでくれて、美味しいもの食べさせてくれる事が何度もあったら

(2) 権利擁護システムについての意見

Q そのほか、子どもの権利をまもるための仕組みについて意見がありましたら、ご自由にご記入ください。(回答数: 15)

<子どもの権利を知る場が必要>

- 自分に権利があるということを知らないと、始まらない。権利について学ぶ機会が欲しい
- 子どもに権利があることを教える
- 幼稚園や学校などで「お家でこんなこと(虐待の内容)をされていませんか？」などと、定期的に聞いてくれる人がいたら、早期に虐待を発見することができるのではないかなと思います。また、子どもの権利について教育の場を借りて伝えて欲しいと思いました
- 子どもの権利とは？たずさわる大人達は知ってるかも知れないが子ども達からしたら何歳くらいから知ってるんだろう？何歳から本当の自分を人に相談するようになるのだろう？一般で育った子どもらは知ってるんだろうか？子どもの権利があることを、小学、中学、高校と社会授業に取り入れればその子ども達が大人になっても知ってて当たり前みたいにならない？授業でやったことあるー！みたいな感じで広がらない？

<子どもの意見を尊重してほしい>

- どこでどのように暮らしたいか、例えば家庭復帰したいかしたくないかや、施設がいいか里親がいいか、施設の中でもどんな人とどこで暮らしたいか、などは子どもの意見を尊重するべきだと思います

- 子どもを中心に据え、子ども第一で全てのことを子どもの意見を尊重しながら仕組みを作
ってほしい
- 仕組みをつくるのは大事なことです、特に子どもについては、オトナがコントロ
ールしていき、理念が変わっていくことがよくあると思います。枠にはめるのではなく、一
人ひとりの違いに柔軟であってほしい
- 子どもの権利なんて守る気なくせに、いつでも大人の都合じゃん、って思ってます

＜相談できる仕組み＞

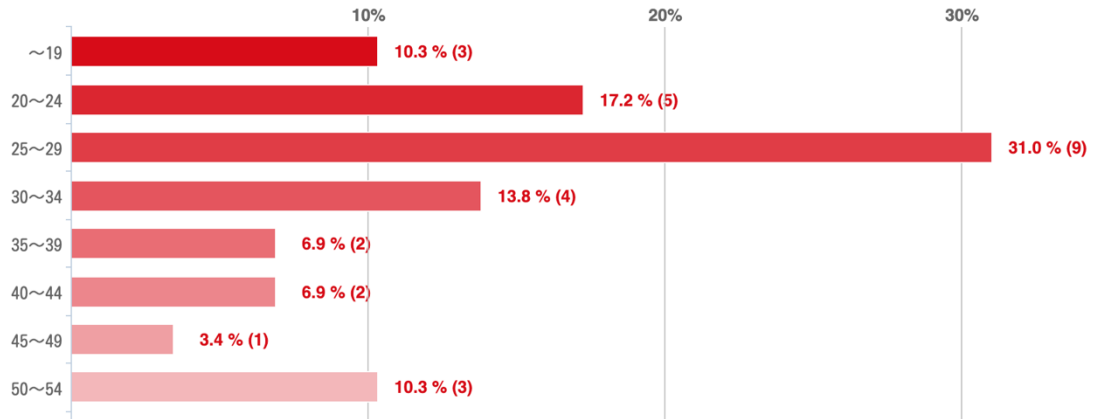
- 子どもが自分ひとりで、誰にも知られないかたちで他者（弁護士やソーシャルワーカーなど
限定的な人でもよい）に相談できる仕組みが欲しい
- 子どもアドボケイト
- 自分の気持ちを話していい環境にする
- 子どもが社会に出た時に一番困るのが「保証人」の件だと思います。家を借りる、携帯を買
う、など他にも保証人が必要なことが多数あります。どうしたら良いのですか？そういう制
度があるなら教えて欲しいです
- すぐに子どもを救うことができなくても、ひどい目にあっているのは子どもが悪いからで
はないと言ってくれる人がひとり、そばにいてほしいと思う
- 児相や学校、警察、各地域の連携などが常時取れるようなシステムを作って欲しいです

＜その他＞

- 施設職員をもっと増やして、給料上げて、休み多くして
- あまり子どもの権利を守るという活動で、過去の傷をえぐるようなことはしないでほしい
- 「成長をもたらす」仕組み作りに、より注目すべきでしょう。権利としての意見表明は尊重
されるべきですが、一方で子ども時代の自己決定は慎重に扱われるべきであり、「諭す大人」
の役割がより重要と考えます

<回答者属性>

(1) 年齢 (回答数:29)



(2) 選択肢の中から、あなたが子ども時代に経験したことをすべて選んでください (回答数:29 複数回答)

